## 香良洲エコ・ステーション旧事務所棟解体工事

図面リスト						
建築工事			電気設備・機械設備工事			
図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称			
A -01	解体工事特記仕様書(1)	E-01	電気設備撤去 配置図・平面図			
A - 02	解体工事特記仕様書(2)					
A - 03	附近見取図・現況図	M - 01	機械設備 撤去図			
A - 04	撤去図(平面図・立面図・断面図・梁伏図・建具表)					
A - 05	撤去図(焼却炉詳細図)					
A - 06	解体後配置図					
A -07	仮設計画図					

原図・A2

## 解体工事特記仕様書

- I. 工事名 香良洲エコ・ステーション旧事務所棟解体工事
- Ⅱ. 工事概要
- 1 工事場所 津市 香良洲町 地内
- 2 工事内容 棟名称 旧事務所棟 鉄骨造平家建

建築面積 48.64㎡

延べ面積 48.64㎡ 工事項目 建物等の解体 一式

## Ⅲ. 解体工事仕様

1 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、建築物解体工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕 部監修、最新版)による。

- 2 特記仕様
  - 1) 項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。
  - 2) 特記事項は、〇の付いたものを適用する。
- 3) 項目欄に記載の() 内表示番号は解共仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項				
一般共通事項	<ul><li>① 適用基準</li><li>② 発生材の処理等 (1.3.10) (4.4.1) (5.4.1)</li></ul>					
		建築設備・ 内装材等	<ul><li>○ 有 · 無</li></ul>	・手作業 ・手作業 ・手作業、機械作業の併用		
	屋根ふき材 外装材・ 上部構造部分		↑ 有 ・ 無	<ul><li>● 手作業</li><li>・ 手作業、機械作業の併用</li></ul>		
		↑ 無	・手作業・・手作業・機械作業の併用			
		基礎・ 基礎ぐい その他	○ 有 · 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用 ・手作業		
		(土間、舗装)	● 有 · 無	チ作業、機械作業の併用		
		引き渡しを要するもの				
処理方法( 木材の縮減 ・ 実施する (最も近い再答源化:				) までの距離が50Kmを超える場合に限る)		
		(最も近い再資源化施設までの距離が50kmを超える場合に限 再資源化も現場で利用する建設廃棄物 ・( ) 再資源化を図るもの				

引渡しを要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資源の再資源 化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関 する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に 処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。 3 建設副産物情報 受注者は受注時において延べ面積が80㎡以上の解体工事については、工事着手前及び 交換システム 工事完了後に「再生資源利用計画書(実施書)」、「再生資源利用促進計画書(実施 書) | を監督員に提出すること。 の利用 また、工事着手前にJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入 力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。 (4) 三重県 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった 産業廃棄物税 場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産 業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して、支払請求を行うことが できる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することは (5) 工事実績情報の 適用する (請負金額が500万円以上の場合) 受注時、変更時及び完了時にあらかじめ監督職員の確認を受け、登録手続きを行 い、工事カルテの受領書を、監督員に提出すること。 (1. 1. 4) 6 電気保安技術者 適用する (1. 3. 3) (7) 疑義 設計図書に明記のない場合、または、疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指 示を受けてから施工すること。 8 施工条件 ・ 監督員と協議し決定する。 施工可能日 ・ 指定なし ・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり 施工可能時間帯 ・ 指定なし ・ 時 ~ 時 部位別の施工順序 ・ 指定なし ・( 工事車両の駐車場・ 指定なし・ 図示(図面番号: 資機材置場 ・ 指定なし ・ 図示(図面番号: 9 官公庁手続 工事に必要な手続きは受注者が速やかに処理し、この手続きに関する諸費用は受注者 負担とする。 (10) 危険災害の防止 1) 工事期間中、現場内入場者、近隣居住者および周辺建物に危害を与えぬよう注意す ること。万一、紛争が生じた場合は、受注者が誠意をもって解決すること。 なお、近隣等との折衝は、あらかじめその概要を監督員に報告し、その経過につい ては記録し、遅滞なく監督員に報告する。 2) 重機搬出入時、発生材搬出時、仮設材搬出入時には、交通整理のための誘導員を配 置すること。 (11) 工事進入路 重機搬出入、産業廃棄物搬出経路については事前に施工計画書を提出し、監督員の承 認を得ること。また、工事現場から搬出入する土砂により工事用進入路を汚した場合は、 速やかに清掃を行うこと。 (12) 工事写真 1) 着工前:解体建物・敷地周辺・付近道路・工作物の撮影を行うこと。 2) 工事中: 随時撮影を行うほか、監督員の指示による。 13) 完成写真 写真は着工前・施工中・完成を同一場所から黒板なしで撮影すること。 (14) 事故報告 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様 式により、工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況 聴取、調査、検証等に協力すること。 (15) 提出書類 施工計画書、仮設計画書、工事写真、工事日報、その他市監督員の指示するもの とする。 施工計画書には、工事現場から産業廃棄物処理場までの運搬経路、産業廃棄物処理 契約書の写し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者許可書の写し、その 他市監督員の指示するものを添付すること。 (16) 産業廃棄物 施工計画書には、工事現場から産業廃棄物処理場までの運搬経路、産業廃棄物処理契 約書の写し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者許可書の写し、その他監 督員の指示するものを添付すること。

(17) 不正軽油の使用 1) 一般事項 の禁止

県工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材等の搬出 入車両を含む。) 並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32( 製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。

受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければな らない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければ ならない。

3) 是正措置

受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければなら ない。また、受注者は、下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是 正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

(18) 地下埋設物の確認 監督員立合いのもと、地下埋設物の確認を受けること。

確認時期は、監督員と協議し決定する。

- (19) その他
- ・作業着手までの期間に調査及び、施工計画書等を作成し、市監督員の承諾を得ること。
- ・作業着手までの調査は、事前に施設管理者、市監督員の承諾を得ること。
- 敷地内、周辺での作業・通行等は周辺住民の安全確保に十分配慮すること。
- ・安全対策のため、作業終了時及び休工時は仮囲い出入口を施錠すること。
- ・作業着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等があれば、市監督員の立合いのもと 写真に記録しておくこと。
- ・設計書に明記がなくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるもの、並びに、取 合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優
- ・工事用車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。
- ・工事期間中、場内入場者、近隣関係者へ危害を与えないように注意し、かつ、周辺道 路等に資材等を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。
- ・工事に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め、騒音規制法に基づき関係機関 への届出・打合せの上作業に着手すること。
- ・工事期間中、工事に起因し既設施設に破損等を与えた場合は、工事請負者の責任にお いて速やかに現況復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。
- ・緊急且つ必要な場合において、市監督員以外(施設管理者等)が直接受注者に指示す ることがある。

その場合は当該指示に従うこと。

- 廃材、残土等の搬出にあたっては、周辺道路を汚さないよう当然に無理な積込みは行
- ・工事車両等の出庫時は、タイヤ清掃等を行うなど、工事敷地からの土砂の流出抑制に 心掛けること。
- ・喫煙は限られた場所のみとし、現場内は禁煙とする。
- ・建物付属物については特記なき限リ記載の有無に関わらず全て撤去処分とする。
- ・備品・生活用品等については特記なき限リ記載の有無に関わらず撤去処分とする。
- ・埋設配管については特記なき限り記載の有無に関わらず撤去とする。
- ・ 斫り等騒音を伴う作業は、水曜日に行うことを原則とする。ただし、施設管理者及び 市監督員の承諾を得た場合は施工可能とする。
- 工事期間中においても、施設の利用があるため安全に注意すること。
- ・本工事の仕上げ材には、アスベスト含有の材料があり撤去及び処分に際しては、環境 省からの「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針」に基づいて行う ものとする。

原図: A 2

二級建築士登録 (三重)第8801号 香良洲エコ・ステーション旧事務所棟解体工事 解体工事特記仕様書(1) 藤川設計株式会社 A - 0.1















